



## ◎ 特例の内容と適用要件（地方税法附則第56条第10項及び第13項）

### 1 特例対象者

- (1) 被災土地の所有者（被災土地が共有物件の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災土地の所有者に相続が生じた時の相続人
- (3) 被災土地の所有者と3親等内の親族で、その土地に新築される家屋に同居する予定である者
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人

### 2 被災土地要件

東日本大震災により滅失（流失）し、又は損壊した家屋の敷地、及び警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地で、地方税法第349条の3の2（住宅用地）の規定の適用を受けたもの。

### 3 対象土地要件

被災土地の代替として取得した土地

### 4 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された土地

### 5 特例の内容

被災住宅用地の面積相当分について、固定資産税が取得の翌年から3年間住宅用地の特例が受けられます。

### ※住宅用地の特例とは

家屋（住家）の床面積の10倍までの面積の範囲内で、課税標準額が住宅1戸あたり200㎡まで6分の1となり、200㎡を超えるものについては、3分の1の特例となります。